

第21回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成27年3月10日（火） 14時00分～15時50分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：9名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、奥野委員、大原委員、田村委員、増山委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：12名（委員総数22人）

柚口委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、徳田委員、林委員、西村委員、澤田委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治

事務局：正木副市長、平尾、幡野、吉川、築島

傍聴者：2名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第20回会議録の確認について
3. 今回（第21回）の会議録の扱いについて
4. 甲賀市自治基本条例に関する骨子案（答申）について
5. 骨子案手交について
6. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

ただ今より第21回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

本日は、3月10日という年度末の会議で、庁内委員の欠席も多数ございます。まず、第1部会から欠席の連絡をいただいております委員をご報告いたします。市民委員の黄瀬委員がご欠席でございます。庁内委員の呉竹委員、奥山委員、藤田委員、今井委員が欠席でございます。第2部会では、市民委員の橋本委員、安達委員、寺田委員がご欠席でございます。庁内委員の橋本委員も欠席でございます。第3部会では、

市民委員の田中委員がご欠席でございます。三浦委員は少し遅れてみえるというご連絡をいただいております。庁内委員の森島委員、田原委員、中尾委員、太田委員、松井委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、会議の進行を委員長にお願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。まず、今日のご欠席の方が多いのですが、市民委員に関して申しますと、総数14名の委員のうち過半数が参加しておられれば会議としては成立ということになっております。今ご欠席の方が、ご連絡をいただいているところで5名、遅刻の方が1名、合計6名ということで、引き算すると出席が8名、本当にきわどいところでありますけれども過半数の方に来ていただいておりますので、からくも成立ということで、最初にご報告をさせていただきたいと思っております。

さて、今日は3月10日で、3月に入って最初の会議ですが、とても3月とは思えないぐらい寒いなか、皆さんお越しいただきましてありがとうございます。

私もここにやってくる途中、鈴鹿のトンネルを抜けたあたりは雪が舞ってというかわいらしいものではなくて、地吹雪のようにビュービュー降っておりまして、たどり着けるのかなと思ってやってきたわけです。そんなお天気ではありますけれども、季節としては確実に、皆さんのなかには花粉で目がかゆかったり、喉が痛かったり、鼻がつまったりという方もみえると思っておりますが、花粉が飛び交いまして確実に春は訪れているのだなということを感じます。

あちらこちらの学校でそろそろ卒業式だという声も聞きます。われわれの会議も今日が最終回、3月20日にはいよいよ市長さんに骨子案をお渡しするというので、われわれ委員としても間もなく卒業を迎えるわけでありまして。そういったことで今日は、卒業前の最後の仕上げの会議になります。非常に重要な会議になろうかと思っております。また、限られた時間ではありますけれども、議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

次第には書いていないのですが、今日は最終回ということで副市長様にもお越しいただきありがとうございますので、まず冒頭、副市長様からご挨拶いただければと思います。よろしくお祈りいたします。

○副市長

失礼いたします。副市長の正木でございます。委員長様、副委員長様はじめ、皆様方には、大変お忙しいなかにもかかわりませず、本日の自治基本条例策定委員会にご出席を賜り、心より御礼を申しあげます。

また、今、委員長様のご挨拶のなかでございましたように、今日は大変荒れた天気でございます。春を迎えようとしているのか、木枯らしの時期を迎えようとしているのか、よくわからないような天気でございます。そうしたなかにもかかわりませず

ご出席を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

さて、地方分権社会の構築が進められるなかでありまして、国ではまち・ひと・しごと創生法が制定されますとともに、特に人口減少時代にどうやって立ち向かうかということが非常に大きな課題になってきております。

そうしたことを受けまして、本市でも早速に、まずできる対策ということで、この3月の議会に必要な予算等を計上させていただいておりますが、なんといいましても、そうした全国的な大きなうねりのなかで、私たちの甲賀の地がこれからも元気な地域であり続けられるように、またそのための政策を打ち出していくためには、やはり地域の皆様の自発的なご提案なり、ご意見をしっかりと政策に反映していく必要があるだろうと思っております。従来型の金太郎飴のような政策をやっていたのでは、とてもこうした難局時代を乗り切ることはできません。この甲賀の地がいつまでも元気な土地であり続けようと思いますと、そうした皆様方の自発的なお取組みが大変重要になるだろうと思っております。その際には、皆様方に25年7月からご議論をいただいております自治基本条例がまさにバックボーンになるのではないかなど、そんな思いをいたしているところでございます。

本日はいわばまとめの会議になるわけですが、皆様方が、まさに開かれた委員会として市民の皆様方の声もお聴きいただき、また3月20日にはご答申をいただける予定だとお伺いをしているわけですが、その際には、私どもは早急にそれを条例化させていただいて、まさに甲賀市版といいますか、元気な、また地域の自治がきちんと守られた甲賀市をつくっていくためのいわば憲法のようにさせていただきたいと、そんなふうに思っている次第でございます。

まずは、皆様方にこれまで熱心にご議論を賜りましたことに御礼を申し上げますとともに、本日ご答申案をおまとめいただきますこと、心よりお願い申しあげまして、冒頭にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局

申し訳ございませんが、副市長は公務が引き続きございまして、これで退席をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

■ 2 第20回会議録の確認について

○委員長

それでは次第に戻りまして、次第の2項目、「第20回会議録の確認について」であります。今日はいつも非常に丹念に見ていただいている市民委員がお休みということなので、少し心許ないところがありますが、あらかじめご指摘をいただいているところだけ最初に申しあげたいと思います。

まず1ページ目の下から4行目のところですが、欠席のご連絡を事務局にしているところですが、「第2部会では藤村委員、橋下宗樹委員が」とありますが、「橋

下」を「橋本」に直していただきたいということです。

24ページの真ん中あたりで市民委員さんから、「今、副委員長が説明していただいたのは今検討するわけですか」というご発言がありました。これは実際に副委員長にご説明いただいたわけですが、その前後のところを見ますと全部「作業委員から説明をお願いします」ということで、作業委員さんとして説明をしていただいているということで、これは副委員長としてというより作業委員さんとしてご説明いただいた箇所だと思いますので、「今、副委員長が説明していただいたのは」とあるのを「今、作業委員さんから説明していただいたのは」、このように直していただきたいと思います。

27ページの下半分の委員長発言の3行目のところです。『市民の声を聴く会』のときにいただいたものと、『基本条例』が数としてはいちばん多かったかと思いますが、このように書いてありますが、これは「基本条例」ではなくて、「自治基本条例」がご意見として数としてはいちばん多かったということかと思いますが、そこは「自治」という2文字を書き加えていただければと思います。

最終、31ページの副委員長の閉会のご挨拶のところ、下から4行目に、「意見の定量化あるいはその妥当性というものを」と書いていただいているのですが、「定量化」という言葉ではなくて、ここは「意見の希少価値あるいはその妥当性というものを」ということで、「希少価値」という4文字に「定量化」という3文字を改めていただきたい、こういうことをございます。

私が把握しているのは以上の4カ所ですが、ほかに皆さんのほうから、ここを直してほしいというのがありましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがですか。

○市民委員

18ページの下から16行目、「自治振興会は、概ね小学区ごとに」となっていますが、「小学校区」ではないかと思いますが。

○委員長

「自治振興会は、概ね小学区ごとに設けられ」と書かれているのは、「小学校区」に直してほしいということです。よろしいですね。

ほかはどうでしょうか。

— 特に意見なし —

○委員長

では、特に手が挙がらないようですので、以上、5点を修正したうえで会議録として公開をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

■ 3 今回（第21回）の会議録の扱いについて

○委員長

それでは続きまして、次第の3番目であります。今度は前回ではなくて今回の会議録の扱いについてであります。前回の会議録はこうやって次の会議で皆さんに見ていただいて最終的に確定をさせるという、こういう手法をとってまいりましたが、今回は最終回ですので、今回の会議録を確定させるための会議は開けないのです。そこで、今回の会議録についてどうするのかということです。

まず、事務局でとりまとめていただいて、おそらく今月中には皆様のところに会議録の案が届くことになると思います。なので、皆様のお手元に届いてから1週間程度を目安として、皆さんでもし修正箇所があればそれをお寄せいただいて、最終的には皆さんから修正があればその修正意見を踏まえて訂正をしたうえで、委員長一任ということで確定をさせていただきたいと思っています。そんな形で今回の会議録の取扱いはよろしいかどうかをお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。何人かの方がうなずいていただきましたけれども、そんな形でよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございました。では、今回の会議録についてはそのような形にさせていただきますと思います。

■ 4 甲賀市自治基本条例に関する骨子案（答申）について

○委員長

それでは、いよいよ本題であります、次第の4番目、「骨子案（答申）について」であります。お手元に答申書の形にしたものを事前にお配りいただいているかと思えます。

まず答申書の形になっている部分の17ページまでは、前回ご議論いただいた条例そのものの骨子案の内容になります。前回も最後のほうで申しあげたかと思いますが、特に10ページ以降のところは前回いきなり見ていただいて、これでどうですかというお話をさせていただいたので、もしかすると前は気づかなかったところで、ちょっとこれはおかしいのではないか、もう少しこういうことを書き加えたほうがよいということがあれば、ご発言いただければいいかなと思っています。

それと、それ以前のところに関しても何か所か赤字が入っているところがあります。これはどういうことかといいますと、この資料でいうと18ページ以降になりますが、「市民の声を聴く会」でいただいたご意見に対してどうお答えをしていくかということで、作業委員会でご検討いただいて、「市民の声を聴く会」でいただいた意見に対してはこのように答えますよというのを踏まえて、それに伴って本体部分の修正が入

っているということでもあります。内容的には大きくは変わっていないかと思いますが、そういう変更がありますので、そこについても目を通していただければと思います。ということで、全部を見るのは大変ですので、まずは1ページから17ページまでの箇所について最終確認をしていただければと思っております。

ちなみに、言い回しというのでしょうか、表現ですが、例えば「仕組み」「取組み」という言葉については「み」だけを送り仮名として送ると、「とりくみ」についても「取り組み」としないで、「み」だけを送り仮名で送って「り」は入れないと、こうすることで統一させていただきました。あるいは「など」「等」については、その前にくる言葉がひらがなで文章の流れ上、ここは「など」と呼んだほうがいいだろうという箇所はひらがなで「など」と書いてありますが、それ以外は全部漢字の「等」に統一させていただきました。それから、「ほか」「他」は、「その他」という言い方のところだけは「他」という漢字にしています。

基本的に全体を通して事務局と相談をし、文言についてはそういった形で統一させていただいていますので、これもご確認いただき、ここはおかしいのではないかとか、直っていないというよというところがありましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

そういうことで、まず1ページから17ページまでで何かお気づきの点とか、ここは直っていないのではないかと、あるいはここはどうしてこういうふうにしたのかよくわからないというのであれば、ご発言いただきたいと思えます。

○市民委員

11ページの18「自治振興会」に、「地域づくり計画」という文言がありますが、「書」をつけて「地域づくり計画書」とするほうがいかどうかについてです。例えば「地域づくり計画書」といいますと、一つの冊子になって成果物ができていると思うのですが、「地域づくり計画」というのはロードマップからいってなにか、そこは皆さんどういうふうにしておられるのかお聞きしたいと思えます。

○委員長

「地域づくり計画」という文言について、計画書というのであれば成果物の形、文章の形になっているわけですが、「地域づくり計画」という文言でいいのかどうか、皆さんのご意見をうかがいたいというご発言でした。皆さん、いかがでしょうか。

○市民委員

「地域づくり計画」は、「自治振興会で策定した地域づくり計画」というふうに、すでにつくったという既成事実がこの条文に載せてあります。それに基づいた地域づくり計画ということですので、ここはあえて「地域づくり計画書」という言葉ではなくて「地域づくり計画」としています。「自治振興会で策定した」という言葉がなけ

れば「地域づくり計画書」という言葉になると思いますけれど、策定という言葉がありましたので、あえて「地域づくり計画」で止めてあるというふうに作業委員会では理解しています。

○委員長

その点についてどうでしょうか。

○市民委員

みなくち自治振興会は成果物として、城山がシンボルマークですので城山宣言という形で「まちづくり計画書」をつくったわけです。ですから本市としてそこをどのように認識されるかどうかわかりませんが、私どもは成果物としてつくっています。「地域づくり」ではなくて「まちづくり計画書」として先につくりましたので、そこは前回の会議で確認したときはかまいませんということでしたけれども。それはそれとして、「書」をつけるのかつけないかだけの話ですが。

○委員長

条例の骨子案には、「自治振興会で策定した」と書いていただいています。今、市民委員がおっしゃったように、みなくち自治振興会ではすでにまちづくり計画書という形でそれをおつくりいただいたということだと思います。前回の会議録でも24ページの下のところを書いてありますけれど、名前はそれぞれの自治振興会でそれぞれの特徴に合わせていろいろと付けていただいているのだと思うのです。それは、この条例でいうところの地域づくり計画ですよねということで皆さんが了解されていれば、なにも地域づくり計画という名前のものである必要はなくて、まちづくり計画書であってもいいと思いますし、また違う名前でもいいだろうと思います。条例ですので、そういうふうに読んでいただいたらいいのではないかと思います。その点についてほかにご意見はよろしいですか。

— 特に意見なし —

○委員長

特にご意見もないようですので、そこはそのままにさせていただいて、ほかに全体を通してご意見、ご質問はございますか。

— 特に意見なし —

○委員長

特にないようですので、骨子案の17ページまでは皆さんご了解いただいたという

こととさせていただきますと思います。

ただ、一つここで議論をしなくてはいけないと前回申しあげていたのは、これの名称です。現時点では「(仮称) 甲賀市自治基本条例」ということで骨子案を出しているわけですが、このまま「(仮称) 甲賀市自治基本条例」でいくかどうかということなのです。皆さんの議論が一致してこの名称がいいということになれば、合意いただいた名称でいけばいいと思いますし、いろいろな意見が出てなかなかまとまらないということであれば、そもそもこの委員会自体が自治基本条例策定委員会ということで委嘱を受けていますので、「(仮称) 甲賀市自治基本条例」でいかざるをえないと思いますが、名称についてご意見はございますか。

○市民委員

「甲賀市自治基本条例」という名称は、市民さん向けとしては少し堅いイメージがあるので、できれば「あいこうか自治基本条例」のような、ちょっと読んでみようかなという文言にすると親しみが湧くのではないのでしょうか。

○委員長

「甲賀市自治基本条例」ではなくて「甲賀市あいこうか自治基本条例」という名前にしてはどうだろうかというご意見がありました。いかがでしょうか。

○市民委員

市民憲章も「あいこうか」という一つの言葉でうたわれています。でも、その「あい」という表現、「あい」とはなんぞやといったときに、鈴鹿馬子唄に出てくる「あいの土山」、これは諸説ありますが、東海道五十三次の中間を「あいの」といっていたから、その「あい」でたぶん「あいこうか」とされたと思います。本当に子どもたちを愛する、人々を愛するという言葉なのか、そこはそれぞれが考えたらいいわけですけれど、私は、「あい」というのはなんぞやといったときに、それでは中途半端だと思うのです。もし本当に人々を愛する、子どもを愛する、お年寄りを愛するということになれば、漢字の「愛」という言葉をはっきり書いたほうがいいと日頃から思っているけれど、なかなか通らない。例えば子ども・子育て応援団会議でも「あい甲賀」を理念にしていますが、そこをどのように認識して理解されるかどうか、そこだけの話です。

○委員長

ご意見としては、「あいこうか」という言葉の認識が定まっていないというか、いろいろなふうに取りられる可能性があるため、条例の名前としてはその言葉は使わないほうがいいということですか。

○市民委員

もし条例の名前にするのでしたら、「あい」というのははっきり漢字で「愛」として、「愛こうか」のまちづくりなんだというふうにしてはどうかと思います。市民憲章は「あいこうか」ですから、当然、市民憲章もこの自治基本条例のなかに謳われているわけですから、そこは皆さんの賛同を得ればよいと思うのです。

○委員長

「まちづくりの基本理念」のところで、「甲賀市市民憲章に掲げる理念にのっとり」といっていますので、市民憲章ではひらがなで「あいこうか」なので、入れるとするとひらがなで「あいこうか」になるのかなという気がします。それだと漢字の「愛」ではなくて、いろいろと取られる恐れがあるからということで、あまりその言葉は使いたくないというご意見のようですが、ほかの皆さんはどうでしょうか。

「あいこうか」というのをひらがなで書くのはいろいろな意味に取られるのでどうかというご意見と、「あいこうか自治基本条例」としてはどうだろうかというご意見が出ていますが、特にご発言がないと、ご提案を受けて、「あいこうか自治基本条例」とするか、それともその言葉には抵抗があるということで、「自治基本条例」という名称のままでいくのか、どちらかということになると思うのですが、どちらがいいですか。

○市民委員

骨子案はできたのですけれど、これは自治基本条例の骨子案ですので、骨子案の段階で名前をつけていいのかどうかということが私の頭の中には非常にあります。特に最高規範的な性格をもつ条例の骨子案ということでつくらせていただいたので、その条例の名前が「名は体を表す」という言葉どおりだとすれば、最高規範的な意味合いをもつ名前にしなければならないという思いもいたしますし、住民の生活に直結する最高規範的な条例なので、住民の皆さんにも親しくその意味合いがわかるような、親しみを込めたネーミングとするというのも一つの考え方ですし、これはどれが正しいのか間違いであるということはないと思うのです。

ですから、これをどういう形で甲賀市民の皆さんに普及させていくかという手法の一つとして、甲賀市がどのように考えているのかということを知りたいと思っています。ネーミングではないといわれるのか、いや、ネーミングから親しみを込めて普及していきたいという考え方をもっているのかどうか。それを私たちの委員会が決めてしまっているのかどうか。私としてはどうかなという思いがあって、事務局の考えを聞かせていただければと思います。

○委員長

事務局の考えを聞きたいというご発言でしたけれど、この委員会として名称のご提

案までしていいのかどうかということについて、よしとか悪しとかいうことを一言いっていただければいいことですので、事務局、どうでしょうか。

○事務局

内容もご検討いただきましてご提案をいただくわけですが、今、市民委員がおっしゃったように、この条例の名前については非常に重要な部分になるかと思っております。そういった意味で、策定委員会の皆様方に、この条例に冠しますのにふさわしい名前も、提言いただく中身として検討いただいております。

○委員長

ということで、名称も含めて提案してもらってよいということでもあります。そうすると、どうやって決めたらいいですかね。

今、アンケートというささやき声が聞こえましたけれど、「市民の声を聴く会」の際に市民の方にどんな名称がいいと思いますかということで、自由記入で書いていただいたアンケートの結果としては、今日のお手元の資料の50ページ、51ページにあるような形になっております。

○市民委員

アンケート結果は、「甲賀市自治基本条例」が15票、「甲賀市まちづくり条例」が13票、そして今おっしゃった「甲賀市あいこうか自治基本条例」、その3つをわれわれから提案するという方法でもいいのではないですか。あとは市長が選んでくれたらいいわけです。

○委員長

そうすると、骨子案としては特に名称は決めずにといいか、どこかのところでこんな意見もありましたということで、そのなかから考えてくださいということを提言として出すと。

○市民委員

せっかく「市民の声を聴く会」でアンケートを取っておいて、これを検討せずしてわれわれの委員会が勝手に違う案を出してくるというのは大変失礼な話ではないかと思えます。何のためにアンケートを取ったのかといわれると、ちょっと困る部分もあるかと思えます。

全国の市町村のこういう条例の名前を見ましても、「まちづくり」とか「自治基本」とかいろいろな形が出ておりますので、どれがいちばん理想な名前なのかということはいえないと思えますが、ただ個人的に申しあげると、「まちづくり条例」というと

非常に広範にわたる名前になります。まちづくりという部分については、それぞれ個々の条例のある部分はすべてまちづくりの一角を担っています。例えば下水道条例とか火入れに関する条例とか個々の固有名詞はついていますが、すべてまちづくりに関する一つのことに対して、細かいところの条例はそういうふうになっています。

ですから私は、「自治基本条例」という言葉は、まちづくりの最高規範的なものは自治が基本であるという一つの原点を示すものであると考えています。そこをきちっと名前で示さないと、まちづくりという言葉が先歩きしてしまって、今後、基本を逸脱する可能性があると思うのです。私たちの思いとは別にそういうことも懸念されますので、ここはやはり「自治基本条例」という言葉は押さえておかなければいけないと思います。

もう一つは、住民の皆さんが「あいこうか」という言葉をあまり使っておられないということです。ということは、「あいこうか」という言葉がまだ住民のなかに十分入っていったいないということだと思えるのです。この会議では開会の前に市民憲章を唱和しますが、一般の方は市民憲章の中身を話したこともないという方が非常に多いと思うのです。

合併して10年になりますが、まだ「あいこうか」という意味、あるいは「あいこうか」という一つのネーミングが住民の皆さんのなかに十分に浸透しきれていないということ。このアンケートの媒体数が少なかったのもそういうことがいえるのではないかと思います。そのへんを委員の皆さん方に、もっと浸透させるためにあえて使ったほうが良いという考え方もあるでしょうし、ここは甲賀市という市町村名でピシッとしめるということなのか、そのへんはどうなのかと。それなら、おまえはどちらが良いのかといわれるかもしれませんけれども、参考意見で申しあげましたので、よろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございます。どうでしょうかね。

○市民委員

アンケートでは「甲賀市自治基本条例」が15票もあるので、その意見を尊重しまして、そちらの名前で提出という形をとってもいいのかなと思います。ですが、市長さんにはアンケートを見ていただいて、ネーミングについてはこういうような意見がありましたというのをいっていただけたらいいなと思います。

次の2番目の「です、ます調」(敬体)のところは、「です、ます調」と「～だ、である調」とどちらにしたほうが良いですかというアンケートを見ると、少し文言的にはやわらかいというところで市民さんも親しみやすいと感じていらっしゃるかなと思いますので、そういったことも含めて、最終的には市長さんが決定していただければいいですという形ではどうでしょうか。

○委員長

とりあえず提言で出す名称としては「自治基本条例」のままにしておいて、ただ、アンケートを実施しましたと、そのなかには「自治基本」という言葉を使っているのが22人で、一方で「まちづくり」という言葉は38人の方が使っておられるとか、あるいはご提案のあった「あいこうか」の表現は数は少ないのですが3人の方が使っておられるとか、いろいろな言葉を市民の方は考えていただいていますので、そのへんも踏まえながら市民の皆さんにとっても親しみをもってもらえるような形をぜひつけていただきたいということで提言をお出しするということにしましょうか。そんな形でよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

では、一応まとめの方向的なご発言があつて、特にそれに対する異論は出ておりませんので、今、市民委員がおっしゃっていただいたような形でとりまとめたいと思います。ありがとうございました。

名称はそういうことにさせていただきますが、もう一つ、「です、ます調」がいいのか「だ、である調」がいいのか、どちらにするのかということです。われわれの会議では基本的に「です、ます調」でやってきました。アンケートでも「です、ます調」のほうが良いという方のほうが圧倒的に多いですね。お答えいただいた数のなかだけでいうと、94人の方にお答えいただいて、そのうちの75人ですから、4分の3以上の方はそのご意見ということになりますけれど、「です、ます調」でいくということで決めていいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

これについては皆さんうなずいている方が多いので、これも異論がありませんので、文体についてはわれわれとしては「です、ます調」でお願いをしたいということで提言としては出していくことにしたいと思います。ということで、骨子案のほうはこれで一応まとまりました。

続いて、18ページ以降の資料編にあたる部分についても確認をしていきたいと思っています。まず18、19ページは、われわれが委嘱されるもとになった自治基本条例策定委員会条例という名前の条例です。これはそういう条例で委嘱されたので入っているということでいいだろうと思います。20ページ、21ページは委員名簿です。策定委員の市民委員のほうの名簿はすでに公表されているかと思いますが、こういった形でこのメンバーが関わりましたよということで責任をもって出すということで

す。22ページから26ページまでは、これまでの会議の開催状況です。「市民の声を聴く会」も含めて全部でこれだけの回数の検討を重ねてきたということでもあります。こうやって見てみると、すごい回数ですね。延べでいうと何回になるのかなということですが、これだけの検討を重ねてきましたよということですから、ここまでは事実の確認なので、ご異論はそんなにならないだろうと思いますが、18ページから26ページまでのこういう資料について、特にご意見はございますか。

○市民委員

18ページの甲賀市自治基本条例策定委員会条例の第3条で、委員20人以内というふうに決まったと思うのですが、実際には37人の委員がいるわけですね。これについては、なぜこれだけ増えたとか、そのへんのことは書く必要はないですか。「委員会は、委員20人以内をもって組織する」と書いてありますが、実際は37名で組織しているわけですね。

○委員長

委員会としては15名で、1人途中で抜けられましたので14名ですけども、それで組織されているということだと思います。ただ、委員会としては14名だけれど、会議は37名で行ってきた、こういうことだと思います。

○市民委員

会議に22名の庁内作業チームを参加させたというのはどこにも書いていないと思うのですが、一緒に会議をして決定を一緒にしてきたということはこれに書いていないのですが、そのへんはふれなくてもいいのでしょうか。同じレベルで会議をしているわけですから、庁内作業チームを22名にするとか、それについての説明とか書いたことはないですよ。どういう経緯で22名の方が選ばれたとか、なぜ22名にしたとか、策定委員が15名選ばれて、その委員よりも多い数の庁内作業チーム委員を選んでおられるわけですが、なぜ22名なのかとか、そのへんがわからないので教えてもらえますか。

○委員長

なぜ庁内作業チームが22名なのか、そもそもどういうふうにしてこの22名が選ばれて、なぜこの会議と合流して一緒にやっているかというご質問ですね。どういう経緯で22名の方が選ばれたかということは私もよくわからないので、事務局にお聞きするしかないのですが、庁内作業チームのメンバーはどういうふうにして選ばれたのかという、まずそここのところについてはどうでしょうか。

○事務局

庁内作業チーム委員ということで現在は22名が会議に参画しているのですが、そもそも庁内作業チーム委員がどういう過程で選ばれたかというのは、皆さんにはお知らせしていなかったと思いますが、庁内のなかで委員を選んだ際の資料といいますか、そういったプロセスなりのものがありますので、それをこの骨子案に添付することで、どうやって選ばれたかお示しすることは可能かと思えます。

ちなみに、どういう形で選ばれたかと申しますと、庁内の部のなかに庶務的な課がありますので、そのなかから委員を選出させてもらったということと、もう一つは、現場で市民の皆さんと直に関わっていただいているということで、地域市民センターの職員の皆さんにも出てきてもらったかどうかということで、本庁でいくと部のなかの庶務にあたる課から代表して選ばれた方と、地域市民センターから選出していただいた方に、会議に合同して入っていただいたということでございます。以上です。

○市民委員

自治基本条例策定委員会条例というのは、議会のほうで決められて、これに基づいてこの会議は今まで回を重ねて、この委員で決めなさいよという、こういう条例だと思のですが、この委員会条例のなかに、「委員会は、委員20人以内をもって組織する」とあって、これに庁内作業チームも加わって行うということは一つも書いていないのです。ということは、これは議会の承認を得ていないということにはならないのですか。今さらこんな話をしても意味がないかと思うのだけど、これは前から気になっていたのでも聞かせてもらいたいのです。

○委員長

会議としては第3回ぐらいから合同でやってきた。それはそうだと思いますが、では仮に、策定委員として委嘱されている人たちと庁内の作業チームのメンバーとが真っ向から意見が対立して、多数決で庁内作業チームのメンバーに押し切られたというようなことがもしあれば、それはこの趣旨から当然反するでしょうが、実際問題としてはそういうことではなくて、合同で会議をやってきたなかで、これは庁内作業チームのメンバーも含めてほぼ皆さんの同意といいますか、完全にご本人の意見そのままではないところは多々あったかと思えますけれど、皆さんがそのへんが落としどころかなということでご理解も納得もいただいたなかで、会議としては意思決定をしてきておりますので、そういう意味でいうと、これは14名の策定委員の意思も当然そこに反映されてやってきたということで、条例違反とまではいえないのではないかと思います。

仮にこれが条例違反だったら、今までの会議は何だったのだということになりますので、そういうふうに理解をしていくのがいいのかなと思います。

○市民委員

私はずっと参加をしてきて、そこがわからないままきたので、今こういうときに聞くのは変なのかもわかりませんが、「市民の声を聴く会」で市内を回っていたときも、われわれが主で、庁内作業チームは補助みたいな感じでした。今度、市長に答申をお渡しするときも、われわれだけが行って、庁内作業チーム委員の人は来なくてもいいというのはどうかと思います。表に出すのは市民の立場からだけで、結局、われわれだけではできないというのはわかっていますし、素人ができるわけがないですから。庁内作業チーム委員の力も借りないといけないのは重々承知していますが、庁内作業チーム委員の人を隠すという言い方が悪いけれど、後ろにいかなくても同じステージに立って、そして同じことをやりましたと、これも書いてなくて、表には出さないようにして、表にはわれわれだけ出させて、われわれ市民委員がつくったような形にせず、正々堂々と庁内作業チーム委員を選んで、一緒に今日まで取り組んできたということを、もう少しアピールすべきだと思います。

市長に手渡すときも一緒に行かないといけないのは当たり前じゃないですか。それを市民委員だけで、庁内作業チーム委員は行かなくてもいいとかいうのはどうかと思います。「市民の声を聴く会」のプレゼンテーションを検討していたときに私から指摘しましたが、修正前の2枚目のスライドは市民委員だけでやっているような内容になっていました。庁内作業チーム委員はお手伝いしてくれたという関わりではなく、実際には同じレベルで取り組んできたわけです。

先ほど委員長がおっしゃったけれど、庁内作業チーム委員の方の意見が強かった場面もあったと思います。また、名前が出てないからわかりませんが、住民投票のところは、一般市民の方はだいたい反対していたのですが、落としどころとしても、なにかいろいろあってそうなったというように受け取っています。

そのあたりのことがあるので、もうこれはこれでいいのですが、前に出て、同じレベルで世間に出てもらいたいと思います。

○委員長

そういう意味では、基本的にはずっと一緒に会議でやってきたわけですから、そういうことははっきりさせたほうがよかろうと思いますので、どこに書けばいいのだろうというのはありますが、「答申にあたって」という冒頭のところで、私の挨拶文のなかで、14名の策定委員が、第3回からだと思いますけれども市役所の庁内作業チームの委員と合同でずっと議論をやってきたのだということで、議論は一緒にやってきたよということをそこではっきり明示するという形で、これを読んでいる方にはご理解いただけるような形にするということでしょうか。

○市民委員

はい。それと、市長に手交するときに、われわれ市民委員だけではなくて22名の

方も同じレベルで来ていただきますようお願いしたいと思います。

○市民委員

確認ですけれども、何回か庁内委員の皆さんのお立場と市民委員のお立場の意見が出るのですが、この委員会は、条例で謳われているように、決定権は誰にあるかといえば、市民の策定委員に決定権があります。これはなぜ決定権があるかということ、自治基本条例策定委員会条例に基づいてわれわれは委嘱を受けて、この条例のもとで骨子案をつくりなさいという特命をいただいているので、これを決定する権限は14名の市民委員にあります。しかし、この作業をする段階においては、庁内作業チーム委員の皆さんに助言と参考意見を求めながら、われわれがこの骨子案をつくってきたというのが私の考え方です。

だから場所を同じくして意見をいただき、その意見は、イエス・ノーの判断も含めてわかりやすい意見をいただくために、それはこっちのほうがいいですという、それは参考意見あるいは助言というものが、すべてイエス・ノーも含めてそういう言葉で列挙できると私自身は思っておりますので、それを受けてわれわれ市民の14人の委員が最終的にイエスなのか、ノーなのかという判定をさせていただいて、今日の骨子案をまとめてきたというのが本来の部分ではなかったかなと思います。

合同委員会を設けてあるのは、あくまでも骨子案をつくるための手法の一つとして策定委員会と庁内作業チーム委員会が合同で作業を進めたということですので、作業の進め方については条例でそこまで使命を受けていませんので、その作業方法はこういうような形で進んできたということだと思います。私はこういう形で今までずっと一緒に会議をさせてもらってきたという認識は、ここにあると思っています。

○市民委員

そういうふうに、ほかの市民委員の方も思っておられるかどうか。今いわれたように、ここで出た意見を14人で確認して、これによろしいかとか、われわれだけに最終的な判断を求められたことは、ないですよ。みな同じレベルで、どうですかと聞かれて、全員合意と、そういうふうな進め方だった。市民委員の方だけに、どうですかと、そんな進め方ではなかったですよ。形式的にみたら、市民委員14人で決めるという形になっていますけれど、現実問題は絶対にそうではなかった。

○委員長

確かに、市民委員の方だけピックアップして、最後に意思表示をお願いしますという言い方はしていませんが、ただ、全員ほぼ一致でということは、逆にいうと市民委員の方も皆さん一致されていたわけですから、当然、庁内作業チーム委員の方々の意見を踏まえたうえで市民委員の皆さんもこういう方向だなということで、そこで納得いただいたということは、その14名が決めたということで別に問題はないと思いま

す。

そこで、市民委員の過半数が反対していたけれどもというのなら別ですが、そうではないですね。最終的には市民委員の皆さんもそういう方向でよかろうということでは皆さんが納得して、大きな異論がないから今まで会議は通ってきたわけですから。

○市民委員

納得していないことはお互いにいっぱいあると思うのです。だから納得していないことはいっぱいあるのですけれど、委員それぞれが譲ったところでというふうにしてずっと決めてきたわけですから、14人だけでなく、これだけの方々が納得したということでは決めてきたわけですから、14人の人だけの納得で決めていたわけではなかったと思いますよ。

そうしたら、人数も22人も選ばなくて、もっと少なくてもいいと思うし、少しと儀礼的な感じがするのです。本当のところは、みんなで決めていって、どちらかというと庁内作業チーム委員のほうが人数も多いから、人間というのは人数が多いところと少ないところでやれば多いほうに押されたりしますから、最終決断はわれわれだけではなくて、だいぶんプレッシャーもあったし、いろいろな意見があったし、それで仕方ないなというところもいっぱい出てきたと思います。

○委員長

それで、どうするのですか。

○市民委員

だから今さら、もうすんだことだからしょうがないので、私がせめていいたいのは、後ろに隠れなくて同じレベルで委員として名前を連ねてくださいよと。同じ責任を一緒にとりましょうということです。世間の人に顔を出しましょうと。それは約束してくださいねということをお願いしたいのです。

だから「市民の声を聴く会」で各町を回ったときも、後ろに隠れて名前も出ていないとか、そうではなくて、このたびの市長への手交もみな同じレベルで行くように、同じレベルでしてほしいと思います。この会で発言したように、同じレベルで世間の人に紹介してほしいなということです。これが私の考え方です。

だから、こういった話はやめてくれとか、もう一回委員だけで話し合っただけとか、そんなことはもういわないですけど、ただ、決めるときはみんなで決めておいて、前に出るときは市民だけバツと出るから、それは不公平というか、本来の姿ではないということをおっしゃっているわけですから。

○委員長

同じレベルでということでは、今まさに答申書をどういう形で答申を出すかと

いう議論をしているわけですが、当然それぞれ委員として任命された経緯が違うので別々の名簿にはなってしまいますけれども、20ページ、21ページにまさに見開きの形で、市民の委員だけではなくて庁内作業チームの委員の方も全員しっかり名前を出していただいているということで、この人たちが全員で考えてきたのだなというのが見ていただいたらおわかりいただけるだろうと思いますし、先ほど申しあげたように、冒頭の私の挨拶のところでも、議論してきましたよということを書かせていただくということで、ご納得いただけますか。

○市民委員

それと、市長のところに行くのも、庁内作業チーム委員の代表で誰かにぜひ一緒に行っていただきたいと思います。

○委員長

市長のところに行くときの話は、このあと次第の5番で話を聞こうと思っていましたが、今そのお話も出ていますので、先に次第の5番のところを事務局からご説明いただけますか。

■ 5 骨子案手交について

○事務局

5番の「骨子案手交について」ですが、手交という難しい言葉を使っておりますけれども、提言書の提出を市長にさせていただくという行為でございます。3月20日金曜日13時からということで前回もお知らせさせていただいたところでございますが、ただ、申し訳なかったのですけれども、市長の公務の加減で時間を十分とらせていただくのがなかなか難しくなっております。そういった意味で、できれば委員長、副委員長、それから庁内委員の代表者で、といいますのは、委員の皆さん方全員に来ていただいて、この内容についてのご懇談なり苦労話なりもしていただきたいかったわけですが、なかなかそういう十分な時間をおとりすることができませんでしたので、わざわざ皆さん方に来ていただいて時間が10分、15分ということであれば大変失礼なことになりますので、委員長、副委員長、また庁内の代表委員ぐらいで提言をいただければどうかと事務局では思っておりますが、また皆様でご協議いただきたいと思います。

○委員長

今初めて聞いたのですけれども、3月20日13時から市長さんに手渡すについては、策定委員というか市民委員の代表ということで私と副委員長が出て、それと同時に庁内の作業チームの代表の方に来ていただいて、そのメンバーで市長さんにお渡しをすると。それは、こんなことがありましたという皆さんの感想をうかがう暇もないので、

セレモニーとしてやるということで、そういう段取りにとりあえず市長さんの日程としてはなっているということですね。そういう意味では、先ほど市民委員がおっしゃったように、庁内の作業チームも議論に加わっていましたということがわかるような形で市長さんのところには行くということによろしいでしょうか。

○市民委員

はい。

○委員長

そうなる、皆さんには日程を空けておいていただいていたのではないかと思います。3月20日は副委員長と私の2人が策定委員から出席して、庁内作業チーム委員のメンバーはどなたが行くのかかわからないですけれど、そういうことで、全員で行って記念撮影をして、市長さんといろいろ皆さんが思いの丈をというのは残念ながらできそうもないということですが、それはご了解いただけますかというか、できないといわれても仕方ないですけれど、そういうことで皆さん、よろしいでしょうか。

○市民委員

策定委員の代表の方が行っていただくのは良いとは思いますが、ただ、市長さんに提出する時間が10分から15分となればお渡しするだけになると思います。皆さんと一生懸命に作った思いなどもお伝えする時間を調整して頂ければと思います。

○市民委員

委員長も先ほど横でいっておられましたけれど、私も初めて今この時間に話を聞いたので、エツと思って聞いていました。諮問とか答申については、たたき台があってそれを審議して出すということが旧の町の時代から今まで多かったと思うのですが、このように2年近く、活字も何もない白紙の状態のところから「あいうえお」の言葉を出してきて、ものをつくってきたという作業は本当にこの会だけではなかったかなと思いますし、今後もこんなことがたびたびあるとは思えない作業なのです。

しかも、皆さんには家で宿題をかなりたくさんやってきてもらって、正直な話が、仕事も職務も犠牲にしてやってきていただいた。当たり前といえば当たり前ですけれど、これには書ききれない多くの裏のページがあるなかで作業をしていただいたという思い、そのへんを10分、15分で代表者が伝えるということは、私も僭越だと思っていますし、それだったら日を変えてもらうなり、時間を変えてもらうなりして、まして甲賀市の最高規範的な条例の骨子案をこれだけの時間をかけてつくってきたので、その思いと今後の期待についてはストレートに市長に伝わるような部分がなければ、普通の答申ではないというふうに私も思っておりますので、ご検討いただければと思います。

○事務局

今日まで大変ご苦勞様でございます。今、お二人の委員さんがおっしゃったことは、当然のお言葉だというふうに反省もしております。市長に代表よりお渡しいただく、また2、3人でお渡しいただくという部分も含めて、若干時間をいただきたいのですが、市長にお渡しいただく時間につきましては、委員会の意向が十分に伝わる時間を確保して対応したいと思っておりますので、今、申しあげました15分程度という失礼な話は取り消しをさせていただきます。十分に市長にお伝えいただく時間をとらせていただきますので、その点だけご理解いただきたいと思っております。

○市民委員

先ほどいったことは、市長がそのようにおっしゃっていたのか、事務局がいったのか、どちらですか。

○事務局

大変申し訳ございません。事務局の判断でございます。

○市民委員

市長の思いを事務局の担当者は思っていないということだろう。

○事務局

そこにつきましては、私のほうからも申しあげますし、自治基本条例策定委員会ということの重みも含めて、訂正をさせていただきたいと思ひますし、お詫びを申しあげたいと思ひます。大変失礼しました。

○委員長

そうすると、市長さんの時間は十分とっていただける方向で何とかやりくりをしていただくということになるかと思ひますが、そうすると、みんなで行って思いの丈をしゃべれる時間があるのか、それは今後の調整にかかっているのですか。

○事務局

各委員さんに来ていただいて、様々なご意見についてはできましたら委員長もしくは副委員長のほうで集約をいただくなかで、こういう思いがあつて提言をさせていただくというのが手交にあたるかと思ひますので、委員さん全員でご参加いただく場合も含めまして、いわゆるみんなで市長にお渡しをいただくという形をとらせていただきたいと思ひますが、そこで例えば2時間、3時間とらせていただいて議論をさせていただくというのは正直難しいと思ひますので、できましたら1時間ぐらいを目処にというふうに考えております。

○委員長

今いきなりいって、市長さんの日程もどうこれから押さえるのだろうかというのもあると思うので、はっきりしたことは今日この場でというより、後日、皆さんにお伝えをされる形になるのですかね。

○事務局

できましたら委員長にお願いしたいのは、庁内の職員が22人出るかということは、業務の時間中でもございますので、できましたら代表者でお願いをしたいというところと、14名の委員さんについては全員で出るか、代表者でお渡しするかというところは委員会でご決定をいただきたいと思っています。

○委員長

先ほど市民委員さんからご意見があったように、一緒にずっと議論をしてきたので、市民委員が14名みんなで行くのだったら、できれば庁内の委員の皆さんも業務中ではあるかもしれないけれどその時間を空けてでも来ていただくのが本来の姿だろうというのは、たぶん皆さんの思いとしてはあるのではないかと思うのですが、それは役所としては難しいということでしょうか。

○事務局

正直に申しあげますと、交渉ごとではございませんので、委員会として全員が参加せよという意向であれば、そういう形をとることは決してそれを否定するものでも何でもございませんが、できましたらということをお願いをしている状況です。

○委員長

そういう状況だそうですが、皆さん、いかがでしょうか。

○市民委員

同じことを申しあげますけれど、私ども14名も都合が悪くて行けない方もおられると思いますけれど、庁内作業チームの方も都合の悪い方は仕方がないけれど都合がついたら来ていただくのが筋ではないのかなと思います。

○市民委員

そもそも先ほど事務局がいった言葉というのは、この条例は全部庁内作業チームがつくったのだと、策定委員会は、というような認識があると思うのです。だから代表者だけで市長にパフォーマンス的に答申を渡せばいいというようなものの考え方があるということではないですか。だから、それが結局、私たちも不服としている問題なのです。だって事務局自体がそういうように思っているのだから。策定委員会をな

いがしろにしているということです。

委員長と副委員長は作業委員会のなかに入っているのだから、それで十分じゃないかと。策定委員は、そんなものどうでもいいじゃないかと。先ほど事務局の言い方であれば、そのように思わざるをえない。市長は、忙しいから2人だけで来いとも何ともおっしゃっていないというのに。

○委員長

事務方が実際のところどう思っているのかということは今ここで議論してもしょうがないだろうと思うのですが、ただ、ある程度その時間は設けていただける方向で調整していただくということでもありますので、あまり時間がなくてという話がありましたけれど、皆さんが行って一言ぐらいはもしかしたら思いを市長さんにお話できる機会はあるかと思えますし、そういうことでいうと、今まで一緒に議論してきたので、市民委員だけではなく、庁内作業メンバーの方も皆さん、それはもちろんでも都合がつかないという方は、それは市民委員でも同じことだと思いますので、無理な方はしょうがないけれど、なんとか都合のつく方は都合をつけて皆さん打ち揃って行きましょうというのを市民委員さんから改めてご提案いただいたところですけど、そんな方向で皆さん、よろしいですか。

○市民委員

ネットのホームページでこれを紹介するとき、私どもの名前は出ていると思うのですが、庁内チームの方の名前も出ているのですか。

○事務局

出ています。

○市民委員

出ていたら結構ですけど、これからこれに対して、誰が作りましたかといわれたときに私たち14人だけの責任にしないでほしいのです。われわれ14人だったらもっと違う形になっていると思いますので。これはみんなで決めたからこうなったのだと思っています。私たち14人だけに責任をなすりつけなくて、お互いに共同責任ということで庁内作業チームの方も一緒に背中に背負ってください。

○委員長

会議録等は、先ほど見ていただいた会議録でも出席者のところには策定委員、庁内作業チームそれぞれ名前を書いていますので、そういうことで策定委員の市民委員だけが矢面に立たされるということではなくて、これに参加してきた皆さんそれぞれの責任のもとにこの答申案はつくられているということによろしいかと思

います。

では、市長さんに手交するにつきましては何とか調整いただいて、逆にいうと調整いただくということはもしかすると13時と書いてあるのが、皆さん、悪いけれど早めに来てくれということになるかもしれませんが、それで何とか20日に1時間ぐらいい時間は時間をとっていただけるだろうということで調整をいただいて、皆さんできるだけ都合をつけて庁内作業チームのメンバーも含めて、今までやってきたメンバー全員でお渡しをするという方向にしたいと思いますが、よろしいですね。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございました。ということで、次第の流れからいうと前後してしまいましたが、次第の5は終わったということにします。

■4 甲賀市自治基本条例に関する骨子案（答申）について（続き）

○委員長

では、再び戻っていただきまして、今、議論がありましたけれど、改めて骨子案の答申の18ページから26ページまでについては、これまでこういう形でやってきましたということで、よろしかったでしょうか。

— 同意 —

○委員長

それでは、このあと大事なのが27ページから先のところであります。27ページから49ページまでは、「市民の声を聴く会」で寄せられた意見についてこういうふうにお答えをしていくという、この委員会としての考え方です。これも事前にお送りいただいています。作業委員会で議論をいただいて文言をつくって、こういうふうにお答えをしていきたいと思いますというのですが、事前に目を通してきていただいて、ここはもう少しこういう言い方にしたらどうかとか、この言い方は冷たすぎるのではないとか、ご意見があればいただきたいと思います、いかがでしょうか。

— 特に意見なし —

○委員長

それでは、「市民の声を聴く会」でお寄せいただいた意見については、何らかの形でお答えをしますということ当日にもお約束をしていたところでもありますけれど、27ページ以降の表のような形でお答えをしたということで、これを公表させていただくことにしたいと思います。特にほかにご意見はよろしいですね。

○庁内委員

28ページの定義の25番ですが、「定義はどういう方を説明し……、第3章で役割を説明していることからこのようにしています」、ここがちょっとわからないのですが。

○委員長

28ページの意見番号25番ですか。

○庁内委員

すみません。違うものを見ていました。

○委員長

前回とか前々回の段階の資料をご覧になっていると、そのあと直したところがありますから。

○庁内委員

31ページの74番ですが、『子どもは』は、何歳までなのかへの回答が「未成年を子どもと考えています」となっていますが、今の国会とかで参政権を引き下げるといような、まさに時事的な話が出ています。そういう意味では、この説明でいいのかなと思うのですが。

○委員長

では、どうしたらいいですかね。作業委員会としては、今まさに国会で議論中のところなので、現時点では子どもというのは、当日「市民の声を聴く会」でお答えしたとおり、「子どもというのは未成年のことだ」という説明で、現時点ではそうだと思いますが、当然、法が変わっていけば、今は参政権を18歳に引き下げるのに伴って少年法とかも変えようではないかという議論も出ていますが、それはその次第によっては甲賀市でいうところの「子ども」も変わってくることはあり得るでしょうけれど、そういうふうにしたほうがいいですか。

○庁内委員

現時点での整理ということで、皆さんの認識がそれでよければ。

○委員長

ということで、皆さん、このお答えでいいかどうか、もう少し補ったほうがいいかどうか。

○市民委員

「未成年を子どもと考えています」ということで何かおかしいのでしょうか。参政権がどうあれ、憲法で未成年であれば子どもでいいと思います。18歳で参政権があれば「参政権をもつ子ども」ということで、法律が未成年を18歳未満とするということになれば、未成年という言葉の意味も変わってきますし、特に問題ないと思いますが。

○委員長

今、市民委員におっしゃっていただいて庁内委員もわかりましたということでありますので、ここはそのまま、「法律上の未成年が子どもです」ということでいきたいと思えます。

○庁内委員

34ページの17「区・自治会」、18「自治振興会」のところですが、「市民の声を聴く会」に行かせていただいて、ここには「わかりにくいというご意見を受け」というふうに書かれていますけれども、わかりにくいということだけではなくて、本当に様々な意見をいただいたと感じております。そういったことから、わかりにくいということだけではなくて、「様々なご意見をいただいた」といった表現にならないかと思っております。

○委員長

確かに様々なご意見をいただいたので、それを踏まえて、様々なご意見を全部ひっくるめてこういうお答えをしているわけですので、「区・自治会と自治振興会の定義や関係性についてわかりにくいというご意見を受け」と書いてあるところは、「区・自治会と自治振興会の定義や関係性については、様々なご意見をいただきましたので修正しました」ぐらいに直したらどうか、こういうことだろうと思えますが、皆さん、いかがですか。この案をつくっていただいた作業委員の方、どうですか。

○市民委員

おっしゃるように、わかりにくいというのは様々な意見のなかの一つでしたので、総体的にくくるなら、「様々な意見」でいいと思えます。

○委員長

それでは、「区・自治会と自治振興会の定義や関係性などについては、様々なご意見をいただきましたので修正しました」という形で直したいと思えます。

あとはよろしいでしょうか。

— 特に意見なし —

○委員長

では、ほかにご意見がないようですので、「市民の声を聴く会」では全部で341の意見を当日及びそのあと紙でいただきましたけれど、これらに対するお答えは以上のように決定いたしました。ありがとうございました。

最後ですけれど50ページ以降に、「市民の声を聴く会」の際のアンケート、条例の名称と条例の文体についてはアンケートを付けさせていただきます。

このような形で20日に市長さんに答申させていただくということで、全体を通じて特にご意見はよろしいでしょうか。

○市民委員

先ほどから「最高規範」という言葉が出ていますが、これはあくまでもこの策定委員会のなかではコンセンサスがまだできていないと思うのです。それなのに勝手にそれが動いて一人歩きするのは、先ほども副市長が「憲法」とおっしゃいましたけれど、そうしてそういうものが一人歩きする、われわれの合意していないものが動くということは少し困ると思いますので、そこは気をつけてもらわないと、いかななものかなと思います。

○委員長

われわれの答申のなかではどこでも最高規範というふうには書いていません。4ページのところに「条例の位置づけ」が書いてありますが、そこでも最高規範という言葉は使っていません。これについては確かにさまざまなご意見があったところでありますので、皆さんの思いのなかで、「それは最高規範的なんだ」あるいは「憲法みたいなものだ」と思っておられる方もなかにはみえると思いますけれども、そういうことでの合意はここではしていない。それははっきりしていると思いますので、答申のなかにその言葉は入っていませんので、この委員会としては最高規範としてつくってくれというような提言というスタイルにはなっていないということは確認をさせていただきたいと思います。

それでは、以上でよろしかったでしょうか。

— 同意 —

○委員長

これまで本当に長いあいだ皆さんとたくさん議論を重ねてきましたけれども、それでは、皆さんが今確認をしていただいたような形で答申として確定しましたので、3月20日には、どういった形でお渡しすることになるのかまだ調整いただくところ

もありますけれども、市長さんにこの形で答申をお手渡しさせていただくことになりました。本当に皆さん、長いあいだにわたりましていろいろとありがとうございました。

それでは、3月20日の件については先ほど次第の5番でお話をいただきましたので、いつもに比べて少し時間が早いですが、議論すべきことは議論し尽くしたということかと思しますので、次第の6番の閉会というところにまいりたいと思います。

■ 6 閉会

○委員長

いつものように、副委員長に最終回の締めをお願いしたいと思います。

○副委員長

本日までの長い時間、皆さんには相当のご労苦に耐えてこの作業をいただきましたことを、まず冒頭にお礼を申しあげたいと思います。

まだ事務局のほうからお話はいただいておりませんが、この委員会の先ですけれども、骨子案を甲賀市に提言した後、条例素案という形に変わります。条例素案ができるとパブリックコメントということで、また市民の皆さんに、今度は条例素案を聴く会があると聞いております。市民の皆さんに聴く会をする前に、委員の皆様にもう一度ご参集をいただいて、この条例素案を報告する会をさせていただく予定をしているという話を聞いております。その時期についてはいつということはまだ申しあげられない状況ですけれども、5月か6月か、そのあたりになるのかなと想定をしております。それが私ども委員の最後の顔合わせという形になりますが、本日ご欠席の方がいらっしゃるかもしれませんが、実質的には今日で作業を終わらせていただくということでございます。

先日、作業委員会を終えて市民委員さんと水口庁舎の3階から階段を降りるときに、こんな白紙から活字で一からものをつくって、本当にできたのですねという話をしながら庁舎の外へ出てきました。私も2年前の7月25日の第1回委員会のために、立场上、条例案の審議はさせていただいたことはあるけれど、まったく一からつくるということは初めてでありましたので、7月25日の最初のあの時間の心の思いと、今こうして閉じるにあたってご挨拶をさせていただくこの心というものは、ずいぶん違うなというふうに自分自身も思っておりますし、ご出席をいただいた皆様方もそうではなかったかなと思います。

そのなかで、市民の策定委員の皆様方には、それぞれお仕事や、あるいは地域でのことも掛け持ちをしながら、本日までそれぞれの部会、あるいは委員会、そして家での宿題を含めて、数えきれない形で皆さんにご苦勞をかけたと思っております。このようなことが行われる委員会は、この会以外に後にも先にもないのではないかなという思いをいたしておりました。

ですから今日の日を迎えるにあたって、万感の思いが実はございます。市民でものをつくるといふことは、簡単な言葉ではありますけれども、条例、人の基本となるようなものを私たちがつくるといふのは大変な作業であったかと思えます。そのなかで、庁内作業チームの皆さんからご意見とご助言をいただいて、私たちの行く道の考え方に明るい灯明を灯していただいたということは、やはりこのやり方は手法的になにも間違っていなかったと私自身は思っているところでございます。

今後、私どものこの骨子案は基本となるものでございますけれども、ぜひ甲賀市民の皆さんにご理解をいただいて、よりよい方向に形づくりができればいいなと思っております。

最後でございますが、実は私、合併前に交通安全協会の役員をしておりまして、そのときに甲賀郡交通安全協会でコンテストをするために、場所はアヤハ自動車教習所を借りたと思うのですが、各町から20代、30代、40代、各年代別に何人か代表ということで住民の皆さんに出ていただきました。その教習所で実際に自分が本験のときのコースとまったく同じコースで、50代の方も60代の方も70代の方もそれぞれ年代別に、横に教習所の教官の方が乗ってチェックシートで同じように採点をしていただきました。そのときに、なんと免許証を取って間もない初心者というか、あまりベテランでない方たちの得点がものすごく高かったのです。逆に、ベテランといわれる、何十年も車に乗って全国どこへでも行っているような方の点数が低かったのです。

これは何を意味するかというと、基本に忠実でなければならない運転が、応用ばかり覚えてしまったために、実際に自動車教習所で同じように試験をしたときに基本がまったく崩れてしまっていたということが、その結果としてわかったのです。

今日、こうして皆様方に骨子案をまとめていただいたのは、まちづくりの基本であります。この基本を崩して応用すれば事故につながるということが、教習所の例からもわかるのではないかと思っております。ですから今日この場は教習所で基本をつくったという作業であります。今まで2年にのぼる歳月をかけて皆さんに作業をやっていただいたということですので、この基本をもとに条例として、これからの甲賀市が輝く甲賀市になるために、もっとよりよい甲賀市になるために、羅針盤としてこの骨子案が期待に応えることができれば、私たちの本望であると思っております。

そのような期待を込めて、本日この時間をもってこの委員会の終わりの言葉に代えさせていただきたいと思えます。どうも皆さん、長いあいだご苦労さんでございました。ありがとうございました。